

大分市立中学校部活動地域移行検討委員会
報告書

令和 7 年 2 月

目次

はじめに	1
1 休日部活動の地域連携・地域移行について	2
(1) 概要	
①地域連携	
②地域移行	
(2) 現状と課題	
2 大分市の状況と部活動の設置状況について	3
(1) 中学生世代人口	
(2) 部活動の設置と指導者の配置状況	
3 休日部活動の地域移行に関するアンケート調査	6
(1) 概要	
①アンケートの目的	
②調査期間	
③アンケートの対象及び回答方法	
(2) 回答結果（一部抜粋）	
①児童（小学校5、6年生）のアンケート結果	
②児童保護者のアンケート結果	
③生徒（中学校1、2年生）のアンケート結果	
④生徒保護者のアンケート結果	
⑤中学校教員のアンケート結果	
4 大分市における休日部活動の地域移行について	11
(1) 目的	
(2) 課題	
(3) 計画	
(4) 移行にむけた今後の運営体制について	
・市区町村運営型 地域団体・人材活用型	
・市区町村運営型 任意団体設立型	
・休日における大分市地域クラブ活動の運営について	
おわりに	14
資料編	15
○大分市立中学校部活動地域移行検討委員会委員一覧	
○検討委員会における議論の経緯	
○大分市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱	

はじめに

中学校等（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）の部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化に親しむ機会を確保し、活動を通じて達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感、自主性の育成等大きな役割を担ってきた。

しかしながら、児童・生徒数の減少から、今後部活動の運営が困難な状況となる学校、地域が予想される。さらに、中学校等の部活動においては、指導経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日も含めた部活動の指導や大会・コンクール等への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって大きな業務負担となっている実態も明らかになっている。

中学校等の部活動に関する厳しい状況については、中央教育審議会や国会等においても指摘されてきており、これまでスポーツ庁・文化庁においても、部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されている。

具体的には令和2年9月に、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中で、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことを指摘しており、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示している。

本市では、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を推進するためには、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを意識しながら検討を行ってきたところである。これは、中学校等の部活動について、学校が設置されている地域の実情や、それぞれの地域におけるスポーツ・文化環境の状況が様々であり、同じ市内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があると考えるためである。こうした検討を経て、検討委員会としての報告をとりまとめるものである。

大分市教育委員会においては、本報告書を踏まえ、休日に行われてきた学校部活動が地域へ円滑に移行される取組の推進を期待する。

令和 7 年 2 月

大分市立中学校部活動地域移行検討委員会

1 休日部活動の地域連携・地域移行について

休日部活動の地域連携・地域移行とは、学校の教育活動の一環として実施されている学校部活動について、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、新たな地域クラブ活動として学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場を提供する取組みである。

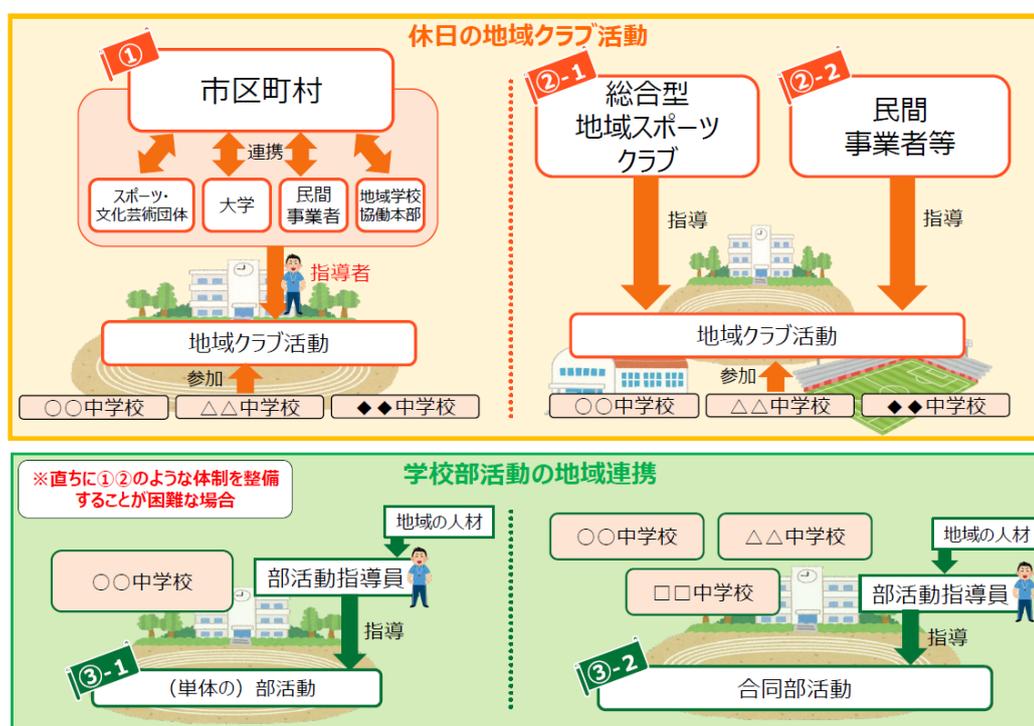
(1) 概要

①地域連携

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの。

②地域移行

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するもので、学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施する。



令和4年12月スポーツ庁 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン 参考資料より

(2) 現状と課題

本市では、生徒に対する専門的な技術指導と教員の部活動指導にかかる負担軽減を図るため、平成27年度から運動部活動総合活性化事業により、運動部に外部指導者の配置を行っている。平成30年度からは学校職員となる部活動指導員を任用し運動部と文化部に配置している。また、令和5年度からは特別外部指導者を配置し教員が指導しなくてもよい体制を拡大している。

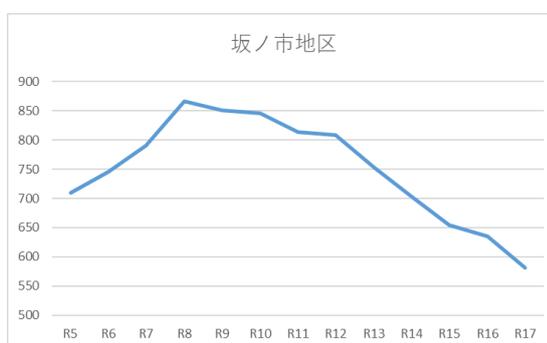
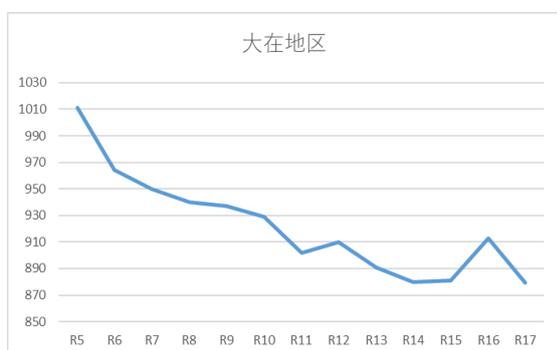
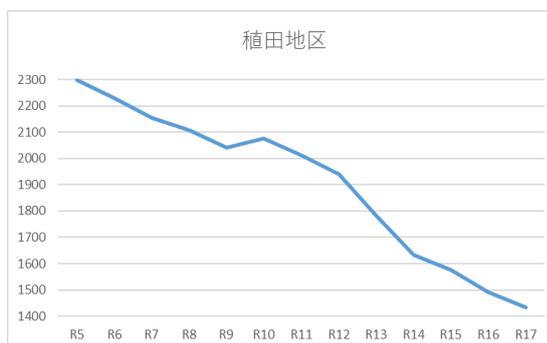
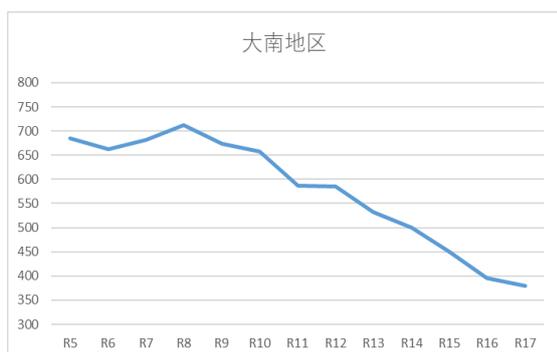
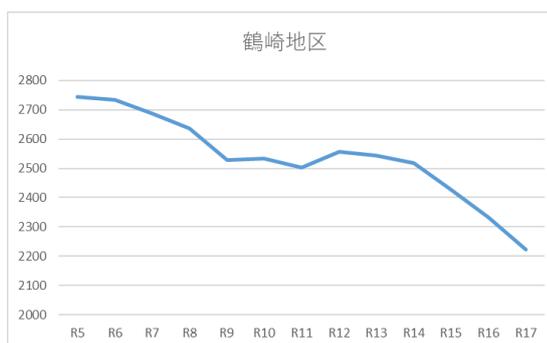
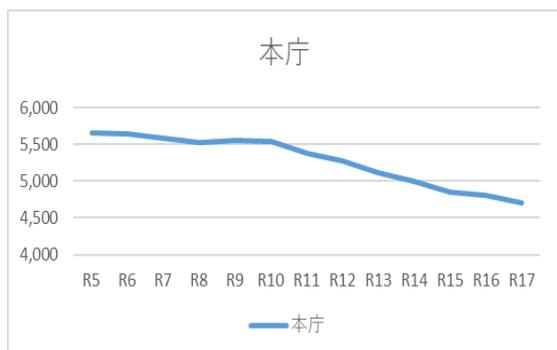
今後、部活動の地域移行の推進に当たり、生徒への専門的な指導と教員の負担軽減を図るために、市内すべての運動部、文化部に、教員に変わる指導者を確保し配置することが大きな課題である。

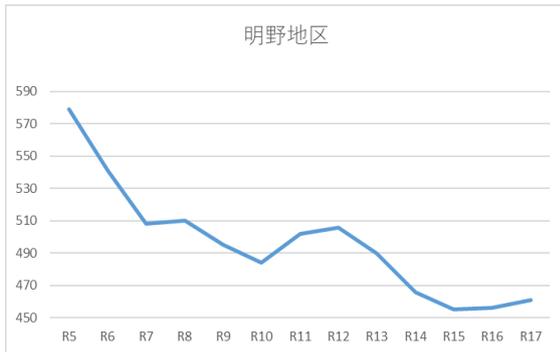
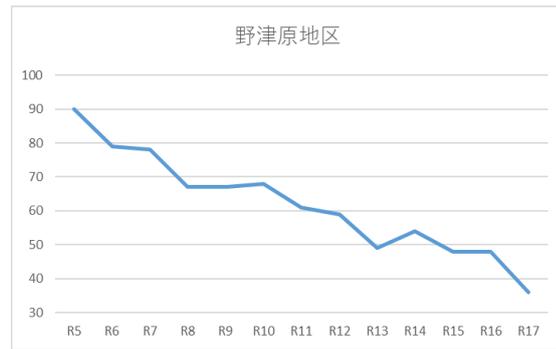
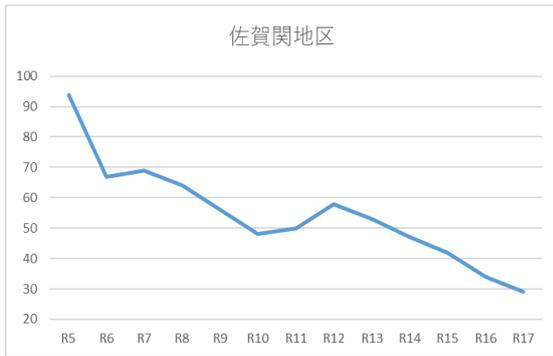
2 大分市の状況と部活動の設置状況について

(1) 中学生世代人口

中学校等の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、中学校等の生徒数や教師数は減少している。大分市の中学生世代の人口（12歳～14歳）についても市内各地区で減少傾向にある。

今後は少子化による生徒数減少の影響により部員が集まらないことから、大会への出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況になることが予想される。





令和5年9月 大分市人口統計に基づき作成

本市全体の中学生世代の人数は、令和5年度13,870人から令和17年度には10,724人となることが見込まれている。地区ごとの人数の状況は下記のようになっている。

	令和5年度	令和17年度	減少数	減少率
全市	13,870	10,724	3,146	22.7%
本庁地区	5,657	4,708	954	16.9%
鶴崎地区	2,745	2,222	523	19.1%
大南地区	685	379	306	44.7%
植田地区	2,299	1,434	865	37.6%
大在地区	1,011	879	132	13.1%
坂ノ市地区	710	581	129	18.2%
佐賀関地区	94	29	65	69.1%
野津原地区	90	36	54	60.0%
明野地区	579	461	118	20.4%

(2) 部活動の設置と指導者の配置状況 令和5年5月末現在

	運動部	文化部
学校数	29 校	
生徒数	12,536 人	
設置学校数	28 校	23 校
部活動総数	437 部	50 部
入部生徒数	6,693 人	1,873 人
競技・分野	17 競技 陸上 体操 新体操 水泳 バレー バスケ サッカー 野球 ソフトボール 柔道 剣道 ソフトテニス 卓球 空手道 バドミントン ハンドボール テニス	7 分野 吹奏楽 合唱 音楽 美術 茶道 演劇 囲碁
部活動指導員 配置校 / 配置数	18 校 / 24 人	6 校 / 7 人
特別外部指導者 配置校 / 配置数	17 校 / 36 人	—
外部指導者 配置校 / 配置数	27 校 / 210 人	—

	部活動指導員	特別外部指導者	外部指導者
開始 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	平成 27 年度
法的 立場	大分市 会計年度任用職員	法律上の規定なし	
職務	部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、大会や練習試合等への引率及び監督を行う。	顧問等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として補助的に技術的な指導を行う。	
配置	運動部 文化部	運動部のみ	
単独 指導	可 能	大分市内に限り可能	不可
単独 引率	可 能		(市総体 市新人大会) 可 能 (県総体 九州・全国大会) 不可
予算	国 1/3 県 1/3 市 1/3	市予算	市予算
賃金 等	賃金 時給 1,179 円 月 3 2 時間以内かつ 年間 3 3 6 時間以内	謝礼金 (任意) 1 回 800 円 土日祝日は 1 回 1600 円 上限 120 回	謝礼金 (任意) 1 回 800 円 上限 120 回

3 休日部活動の地域移行に関するアンケート調査

(1) 概要

①アンケートの目的

土・日・祝日の部活動を段階的に地域に移行するというスポーツ庁と文化庁の方針を踏まえ、現状の部活動の実態や関係者の意向について適切に把握し、部活動の円滑な地域移行をめざして、今後の施策の基礎資料とするためアンケートを実施した。

②調査期間

令和5年（2023年）12月8日（金）から12月22日（金）

③アンケートの対象及び回答方法

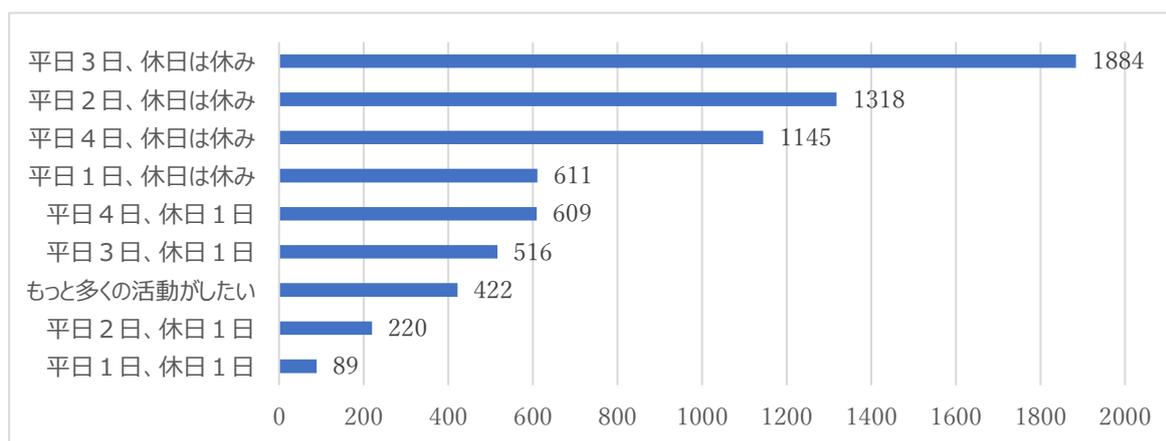
対象	回答方法	回答数	対象数	回答率
児童（小学校5、6年生）	大分市 オンライン 申請システム	6 8 1 4	8 0 8 1	8 4 %
児童保護者		3 4 1 2	8 0 8 1	4 2 %
生徒（中学校1、2年生）		6 8 2 6	7 9 2 9	8 6 %
生徒保護者		2 7 7 9	7 9 2 9	3 5 %
中学校教員		7 1 4	8 4 3	8 5 %

(2) 回答結果（一部抜粋）

①児童（小学校5、6年生）のアンケート結果

【問8】部活動に入部するとしたら、部活動の1週間の活動回数はどのくらいがよいと思いますか。

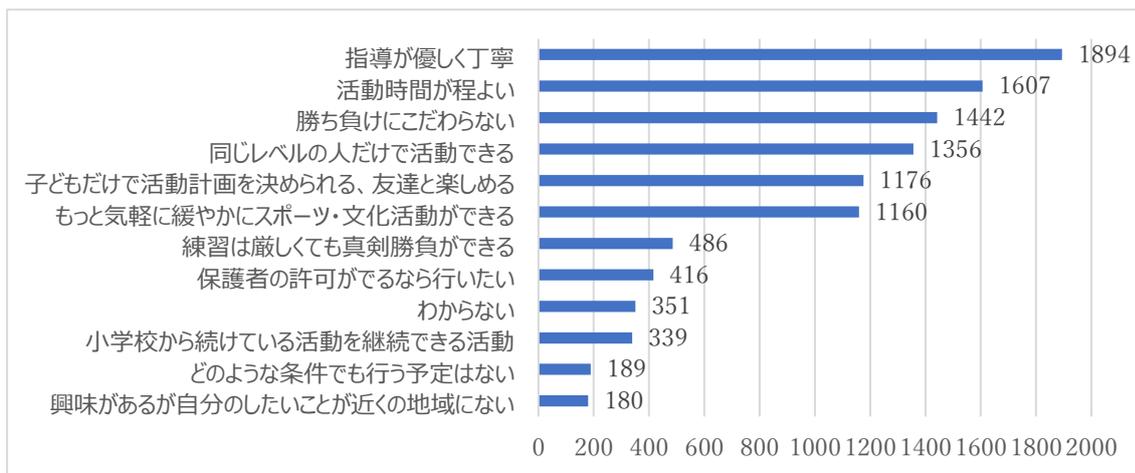
(n=6814 単位：人)



【問9】あなたは、どのような条件であれば、部活動や地域のスポーツ・文化活動を行いたいですか

※複数回答可

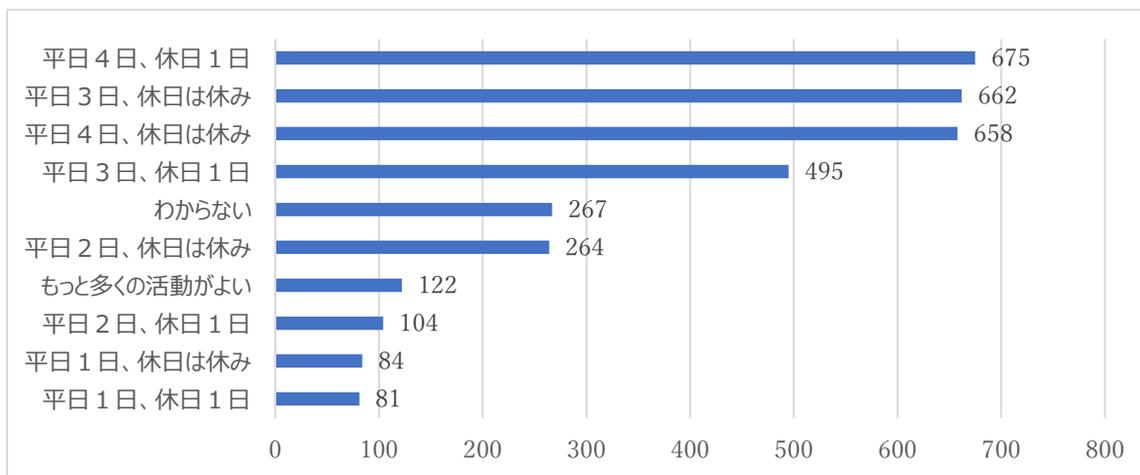
(n=3237 単位：人)



②児童保護者のアンケート結果

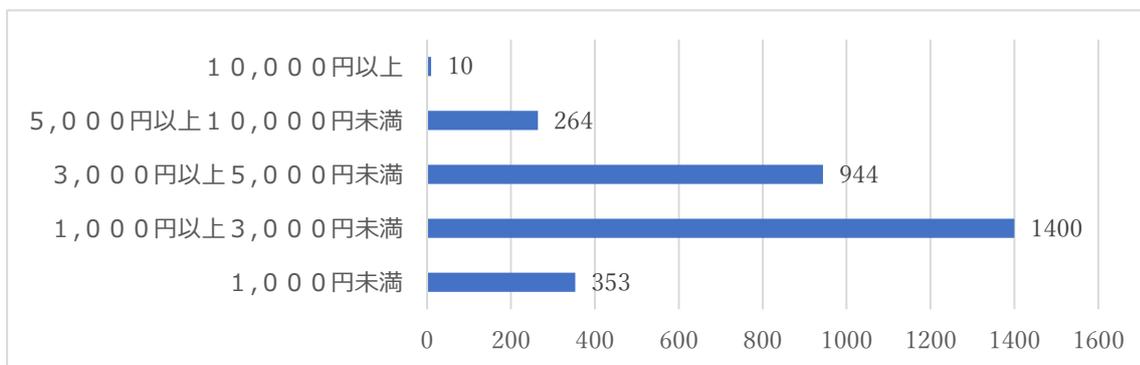
【問7】部活動の1週間の活動回数は、どのくらいが妥当だと思いますか。

(n=3412 単位：人)



【問9】休日の地域のクラブの1ヶ月の費用はどの程度が妥当だと思いますか。

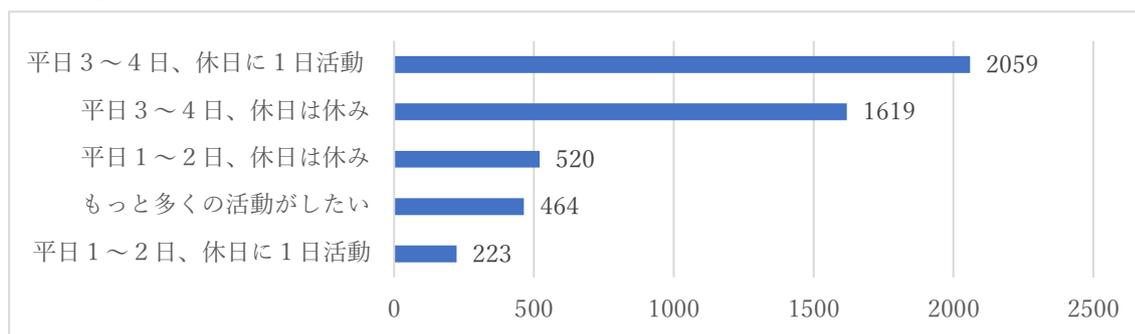
(n=2971 単位：人)



③生徒（中学校 1、2 年生）のアンケート結果

【問 6】部活動の 1 週間の活動回数について

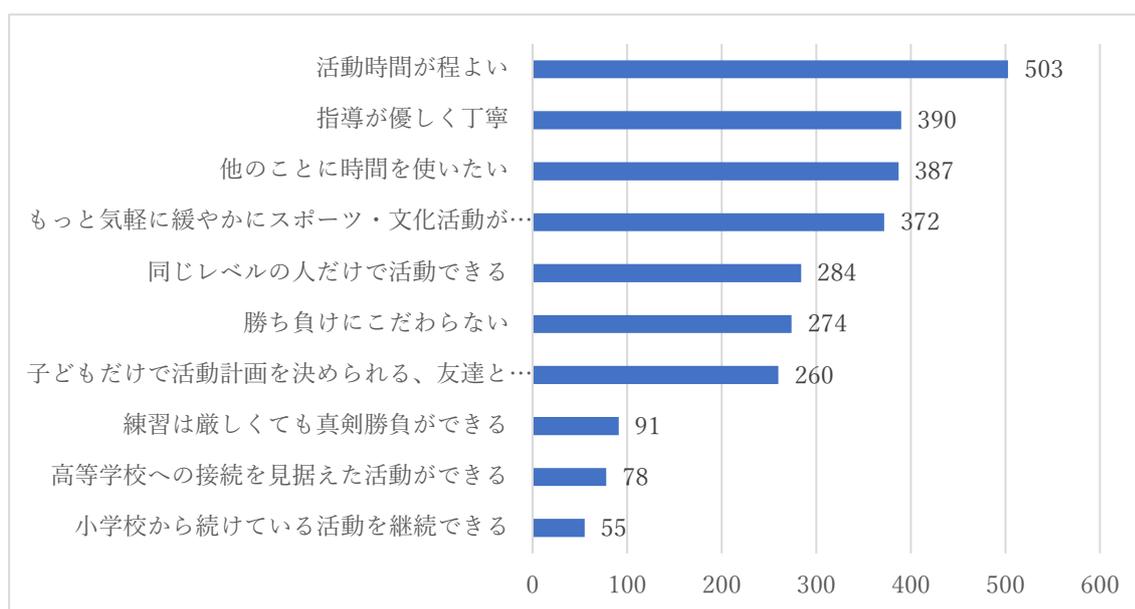
(n=4885 単位：人)



【問 17】どのような条件であれば、部活動や地域のクラブの活動を行いたいですか

※複数回答可

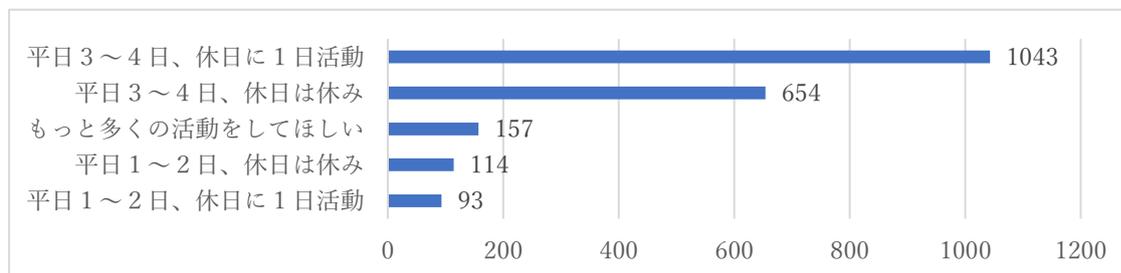
(n=1100 単位：人)



④生徒保護者のアンケート結果

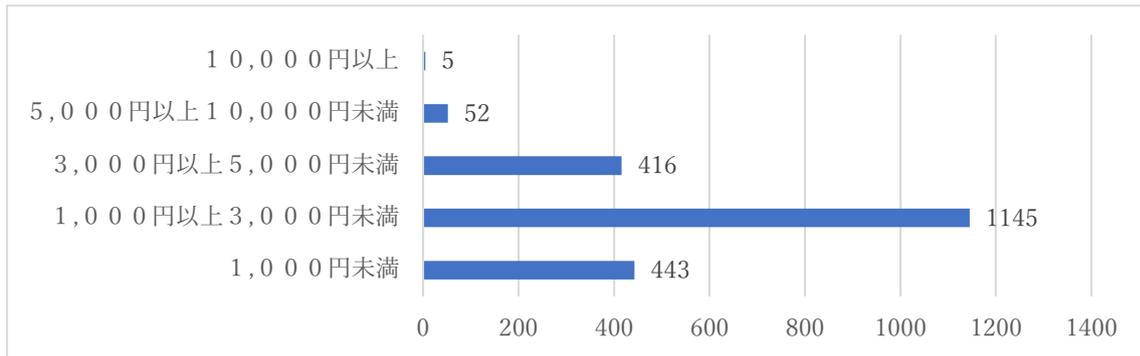
【問 8】部活動の 1 週間の活動回数は、どのくらいが妥当だと思いますか。

(n=2061 単位：人)



【問13】 休日に参加する場合、地域のクラブの費用はどの程度が妥当ですか。

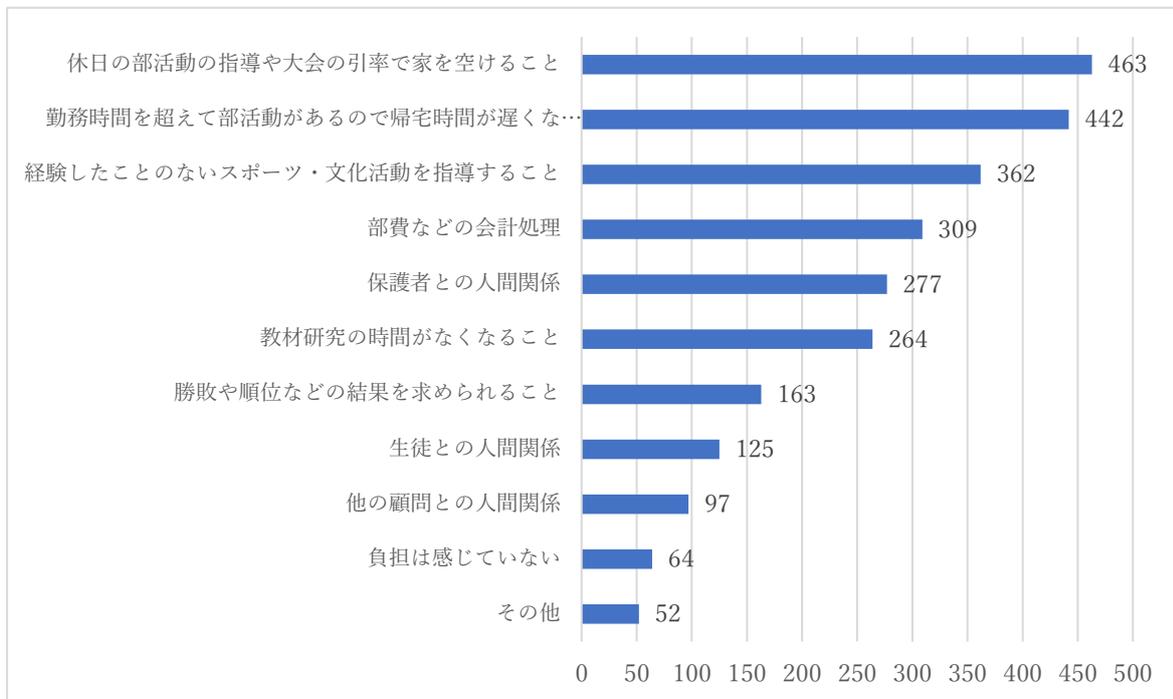
(n=2061 単位：人)



⑤中学校教員のアンケート結果

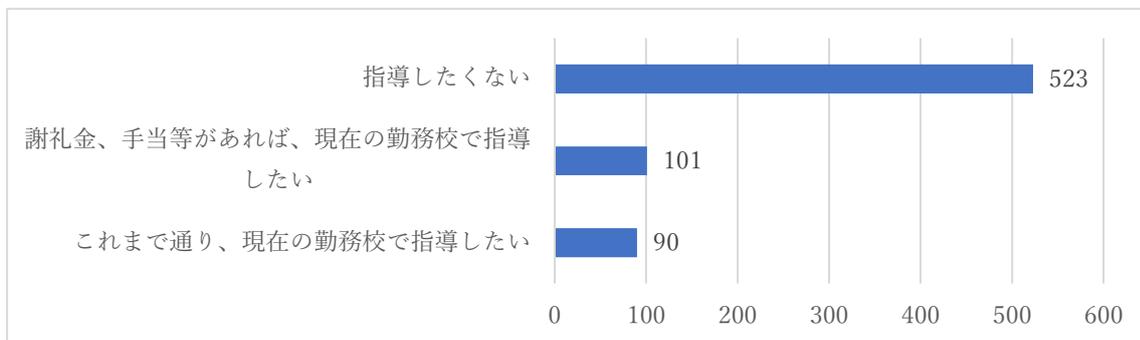
【問5】 部活動の顧問として負担に感じること ※複数回答可

(n=714 単位：人)



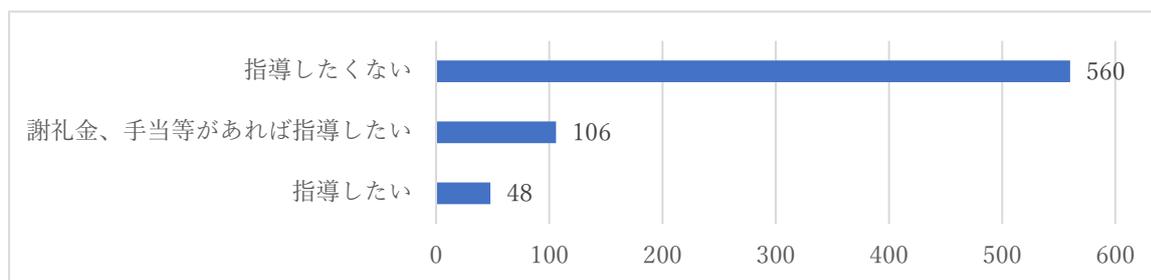
【問10】 休日の部活動が地域が主体で行う場合、地域の指導者を希望するか。

(n=714 単位：人)



【問 1 1】 休日の部活動が合同部活動や拠点校方式の場合に指導を希望するか

(n=714 単位：人)



4 大分市における休日部活動の地域移行について

(1) 目的

1つの方策にとらわれず、複数の方策により生徒に対する専門的な指導と、教員の部活動に係る負担軽減を可能とする体制を構築する。

(2) 課題

- ①指導者の確保
- ②指導者に対する研修の実施
- ③指導者に対する謝礼金
- ④会費等の保護者負担
- ⑤学校と運営団体との連絡・調整
- ⑥事故発生時における保険の補償内容
- ⑦大会・コンクール等の参加・引率規程

(3) 計画

部活動地域移行に関する専門部署の設置、従来の人材バンクの拡充、運営に必要な経費に対する受益者負担の開始等の対応策により、上記(2)の各課題の解消を図りつつ休日の活動を学校管理下から地域での活動への移行を推進していくこととする。これら課題への対応は運営委員会において協議していく。

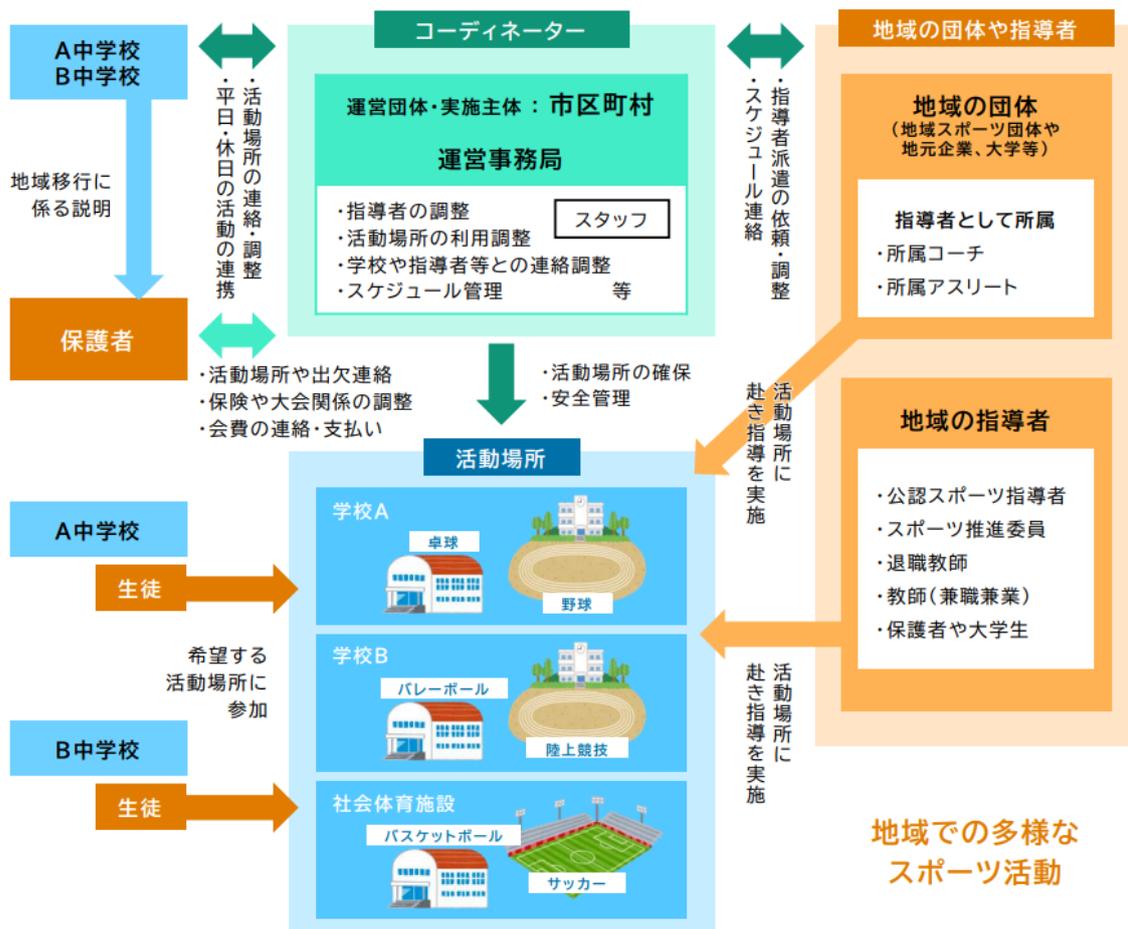
休日の地域移行に関するスケジュール								
	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
期間	第1期			第2期			第3期	
内容	休日の活動体制の構築 【生徒への専門的な指導と教員の負担軽減】 大分市の現状把握と課題解決に向けた検討			活動体制の推進・修正 部活動の精選 6割～8割の部活動にて休日の移行 学校に合った休日の部活動の実施と受入れ団体等を協議 ヘアリング推進			休日の活動は地域クラブ活動 活動体制の充実 休日の活動体制の完成予定 地域クラブ活動の支援と設置	
実施体制	学校部活動			平日：学校部活動 休日：新たな地域クラブ活動			平日：学校部活動 休日：個人による	
専門部署の設置				管理運営に関する業務 指導者の発掘・面接・任用・異動 指導者研修				
検討委員会	第1回～第3回	第4回～ 方針作成	ガイドライン 改訂					
指導者確保	人材バンクの設置・拡充 指導者の確保・育成・広報活動							
運営委員会	移行後の運用に関する課題（施設利用、保険の加入、補助金等）について		第1回～第2回	第3回～第4回	第5回～第6回	第7回～第8回	第9回～第10回	第11回～第12回
受益者負担	学校・保護者等への広報・周知・説明会等			受益者負担				
集金・支払い方法	各家庭からの集金方法と指導者への報償費の支払い方法							
関係団体	関係団体、企業等への周知・協力・支援依頼							

- ・活動の運営方針については、教育的意義を踏まえ、勝利至上主義とならないように明確化する。
 - ・これまでの人材バンクの拡充により、大学生、公務員、退職教員、民間企業従事者等の地域人材を指導者として確保できるものとする。
 - ・指導者への謝礼金については、他の中核市の状況や最低賃金の動向等を踏まえ、役割に応じた適切な額を設定する。
 - ・受益者負担を求める際には、スポーツ・文化活動の機会格差が生じないように、可能な限り負担を抑制するとともに、経済的に困窮する家庭や多子世帯等への支援を検討する。
- ※この計画は予定よりも早期に進めていくことも考えられる。

(4) 移行にむけた今後の運営体制について

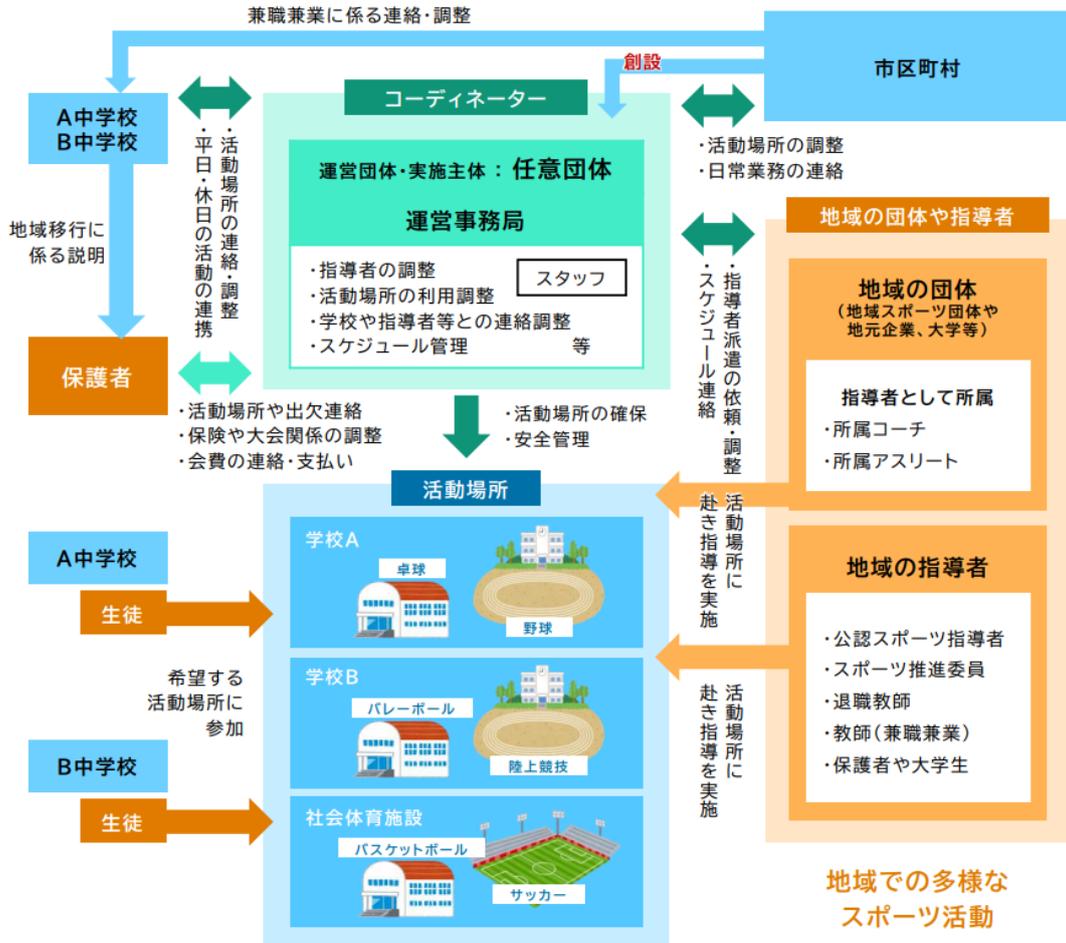
大分市教育委員会、学校、関係団体が連携して本市の地域クラブ活動が運営されることが望ましい。その際、スポーツ庁と文化庁が示した体制イメージを参考に、大分市における運営体制について検討する。

市区町村運営型 地域団体・人材活用型 体制イメージ

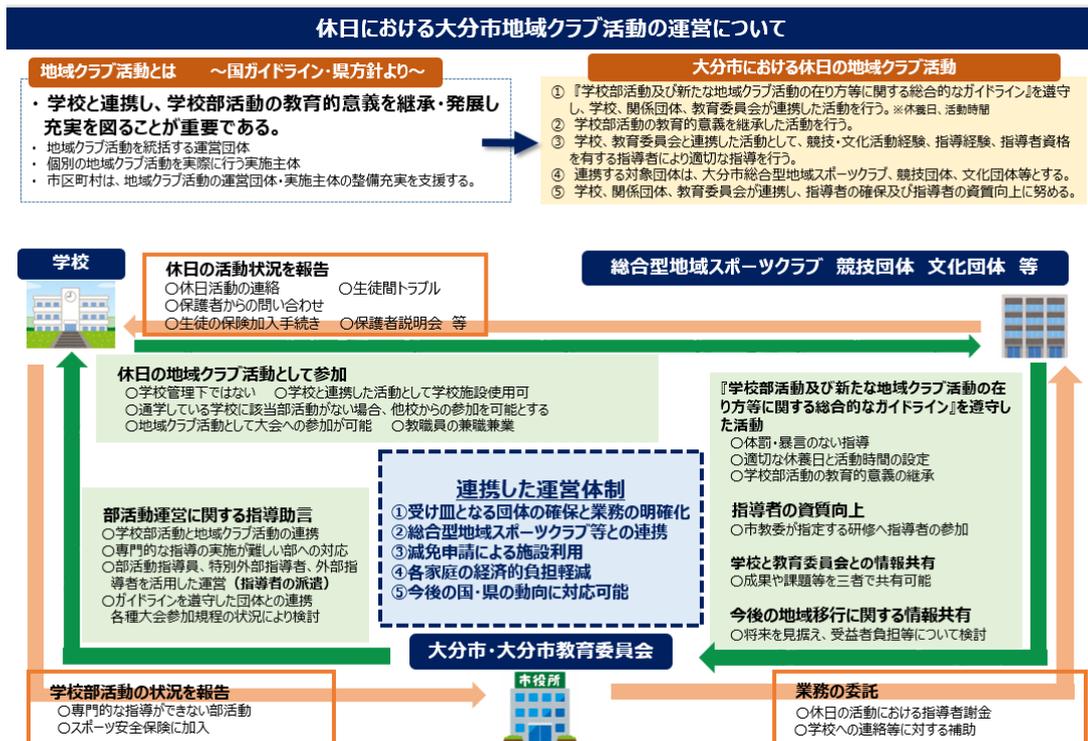


令和6年8月スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」より
 令和5年9月文化庁「文化部の地域移行に関する実践研究事例集」より
 図はスポーツ庁例示

市区町村運営型 任意団体設立型



令和6年8月スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」より
 令和5年9月文化庁「文化部の地域移行に関する実践研究事例集」より
 図はスポーツ庁例示



おわりに

本検討委員会では、今後の大分市立中学校の休日における部活動の移行について、令和5年10月からこれまで7回にわたり慎重に検討を重ねてきた。

休日の部活動の地域移行については、生徒数が今後減少する地域の状況や、これまで指導に携わってきた教職員の働き方改革を推進する点から、非常に重要な取組みであると考えます。

しかしながら、全国的に大分市と同規模の都市においては、学校と部活動の設置数が多いだけでなく対象となる地域も広いことから、市内全域において取組みを推進するためには多くの課題の解決が必要となる。

また、学校や地域、競技や文化活動により状況が異なるため、この取組みを推進しつつ課題への対応も臨機応変に行っていくことが必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、本報告書の内容を踏まえた地域移行の推進を図るとともに、児童・生徒のスポーツ・文化活動を支えるため、今後の取組み状況等については児童・生徒、保護者、教職員はもとより、市民に広く情報発信していくことを要望する。

資料編

- 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会委員一覧
- 検討委員会における議論の経緯
- 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

大分市立中学校部活動地域移行検討委員会委員一覧

	区分	役 職 名	委員氏名
1	学識経験者	日本文理大学 教授	◎竹田 隆行
2		大分市スポーツ推進委員協議会 会長	○川野 洋二
3	スポーツ団体	大分市スポーツ少年団 副本部長	石橋 紀公子
4		大分市総合型クラブ連絡協議会 会長	森 慎一郎
5		大分市総合型地域スポーツクラブ わいわい夢クラブクラブマネージャー	久土目 弘美
6		大分市柔道連盟 事務局長	佐藤 誠
7	文化団体	大分県中学校文化連盟 大分支部事務局長	野村 アイ子
8	保護者関係	大分市 PTA 連合会 会長	平本 泉 (~R6.3.31) 那賀 照晶 (R6.4.1~)
9	教職員代表	大分市中学校校長会	植木 龍典
10		大分市中学校体育連盟 会長	平田 勝久 (~R6.3.31) 河野 剛 (R6.4.1~)
11		大分市文化連盟 会長	村上 重行 (~R6.3.31) 河野 准一郎 (R6.4.1~)
12		大分市立上野ヶ丘中学校 教諭	後藤 真一郎
13	指導者	大分市立南大分中学校 外部指導者	石川 展久
14		大分市立上野ヶ丘中学校 部活動指導員	伊藤 喜美子
15	行政関係	大分市教育委員会 教育部長	高田 隆秀
16		大分市企画部長	吉良 昌昭(~R6.3.31) 永田 桂也(R6.4.1~)

◎ : 委員長 ○ : 副委員長

検討委員会における議論の経緯

	開催日時	検討内容
第1回	R5.10.24	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動検討委員会発足 ○委員、趣旨、日程の確認 ○大分市の部活動の現状と部活動地域移行の方策について
第2回	R5.11.14	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行する前の休日の部活動の在り方について ○地域クラブ活動への移行の在り方について ○アンケート内容について（児童生徒、保護者、教職員）
第3回	R6.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果と地域クラブ活動への移行の在り方について ○他都市の状況について ○指導者の在り方について
第4回	R6.5.21	<ul style="list-style-type: none"> ○移行後の運用に関する課題の検討 ○実施可能な部活動の確認 ○休日の部活動の移行に係るスケジュール（案）について
第5回	R6.7.23	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、市、関係団体が連携した地域クラブ活動運営について ○現状と課題の整理
第6回	R6.11.1	<ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会報告書（案）について
第7回	R7.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会報告書（案）について

大分市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市立中学校における部活動の地域移行に向けた今後の部活動の在り方や方向性等について幅広い分野からの意見を求めるため、大分市立中学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、大分市立中学校における部活動の地域移行に向けた今後の部活動の在り方や方向性等について検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は教育委員会が任命する。

- (1) 部活動に識見を有する者
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 中学校の教職員代表
- (5) 市の職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼等の期間は、参画依頼又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項の調査研究、調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者を幹事として組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、体育保健課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、幹事長がその議長となる。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事がその職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会)

第8条 第2条に掲げる事項に係る資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。

2 作業部会は、幹事会がその所属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。

3 作業部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

(報奨金等)

第9条 委員に対する報奨金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育部体育保健課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。